

○各感染症と目安となる利用基準

疾患名	病児保育室受け入れ基準	GreenHouse（通常保育）の登園目安
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過してから	解熱後 3 日を経過してから
風疹	発疹が消失してから	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化してから	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺・舌下線の腫脹が消失してから	耳下腺・顎下腺・舌下線の腫脹が出現した後 5 日を経過してから、かつ全身状態が良好であること
インフルエンザ感染症	症状が落ち着き、水分がとれていれば可（隔離室）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過してから
マイコプラズマ感染症	抗菌剤を内服していれば可（隔離室）	解熱後 24 時間を経過し、咳が改善してから
RSウイルス感染症	症状が落ち着いていれば可（隔離室）	発熱がなく、呼吸症状が消失し、全身状態が良好であること
ヒトメタニューモウイルス感染症	症状が落ち着いていれば可（隔離室）	発熱がなく、呼吸症状が消失し、全身状態が良好であること
溶連菌咽頭炎	抗菌剤を内服していれば可（隔離室）	抗菌剤内服後 24 時間を経過し、全身状態が良好であること
咽頭結膜熱（プール熱）	主症状消失後 2 日を経過してから	主症状消失後 2 日を経過してから
流行性角結膜炎	症状が消失してから	症状が消失してから
突発性発疹	医師による病児保育の許可があれば可	解熱し、全身状態がよく、症状が回復していること
手足口病	症状が安定していれば可	発熱、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	症状が安定していれば可	発熱がなく、口腔内の痛みが無くなり普段の食事がとれること
ロタウイルス・ノロウイルス等の感染性胃腸炎	下痢・嘔吐・発熱等の症状が治まり、普段の食事がとれること。	下痢・嘔吐・発熱等の症状が治まり、普段の食事がとれること。

※解熱後とは、原則として（解熱剤の使用なく）37 度台に解熱したことをさします。